2　日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

⑴　日本中央競馬会は、令和八事業年度から令和十一事業年度までの各事業年度において、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定による国庫への納付のほか、同法の規定による特別積立金のうち千億円の四分の一に相当する金額（⑵において「特別国庫納付金額」という。）を国庫に納付しなければならないものとする。（第二条第一項関係）

⑵　特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。（第二条第二項関係）

3　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第二項関係）

◇日本中央競馬会法の一部を改正する法律（法律第十一号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会の役員の欠格条項の一部廃止

日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）に対する物品の売買等を業とする者であって競馬会と取引上密接な利害関係を有していた法人の役員等についての欠格条項の一部（競馬会の役員への任命の日以前一年間においてこれら法人の役員等に該当した者は、競馬会の役員となることができない）を廃止する。（第十三条関係）

2　競馬会が保有する施設又は設備の外部による有効利用

競馬会は、他の業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、競馬会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができるものとする。（第十九条第五項関係）

3　剰余金のうち特別振興資金に充てる金額の決定方法等の変更

⑴　競馬会が事業年度ごとに生ずる剰余金から特別振興資金に充てる金額の決定方法について、毎年度政令で定める方式を、認可を受けた事業計画の定めるところにより承認を受けた貸借対照表において定める方式に変更する。（第二十九条の二第三項関係）

⑵　⑴に伴い、特別積立金として積み立てる金額の決定方法を改める。（第二十九条第一項関係）

4　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、１の改正規定は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置等を定める。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第八十一号）（復興庁）

1　参事官の数を八人とする。（第三条関係）

2　岩手復興局及び宮城復興局を廃止する。（第四条関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第八十二号）（外務省）

第１　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正

1　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規定を改正する。（第一条～第三条関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。（別表第一関係）

第２　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規定を改正する。（第一条関係）

第３　施行期日等

この政令は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第一号）の施行の日から施行し、同法第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一の規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第八十三号）（総務省）

第１　地方税法施行令の一部改正

1　道府県民税及び市町村民税

⑴　令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第七条の二の二、第四十六条の二の二関係）

⑵　特定配当等について、その細目を定める。（第七条の三関係）

⑶　令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第七条の十三、第四十八条の六関係）

⑷　公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出することとされる公的年金等受給者について、その細目を定める。（第八条の二の三、第四十八条の九の七の三関係）

⑸　道府県が利子割の清算を行う場合において、その清算の時期を二月とするとともに、各年度に清算すべき額を規定する。（第九条の十四の二、改正令附則第二条関係）

⑹　道府県が利子割の一部を市町村に交付する場合において、その交付時期を三月とするとともに、各年度に交付すべき額を規定する。（第九条の十五、改正令附則第二条関係）

⑺　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、契約不履行等事由が生じた場合における非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定める。（附則第十八条の六の二関係）

⑻　特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定める。（附則第十八条の六の四関係）

⑼　特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除について、繰越控除の対象となる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算及び控除の方法等を定める。（附則第十八条の六の五関係）

⑽　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人住民税法人税割額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第九条の八の五、第四十八条の十四の五関係）

⑾　重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の創設に伴い、法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例について、所要の措置を講ずる。（附則第五条の二の四関係）

2　事業税

⑴　防衛特別所得税の額について法人税の額から控除されることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準の算定の特例について、所要の措置を講ずる。（第二十条の二の十三、第二十一条の二の二関係）

⑵　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人事業税額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第二十四条の二の五関係）